

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

（入札書ごとに必要です。）

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完・提出後の訂正は不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

（よくある誤り）「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月14日
仙台地方裁判所第4民事部
裁判所書記官 高 橋 泰

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月 3日 午前 9時00分から 令和 7年 6月10日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 6月12日 午前10時00分 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 6月27日 午後 3時00分 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 278, 000 6, 622, 400	一括	1, 655, 600	98, 286	0
1	439, 000				
2	7, 839, 000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子
地 番 2 1 5 番 6
地 目 宅地
地 積 3 3 0 . 0 0 平方メートル
- 2 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子 2 1 5 番地 6
家屋 番号 2 1 5 番 6
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 4 . 2 5 平方メートル
2 階 5 1 . 7 5 平方メートル

但し、共有者全員持分全部



物 件 明 細 書

令和 7年 2月 3日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 細 井 秀 俊

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Cが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子
地 番 215番6
地 目 宅地
地 積 330.00平方メートル
- 2 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子215番地6
家屋 番号 215番6
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階54.25平方メートル
2階51.75平方メートル

但し、共有者全員持分全部



令和6年(ケ)第144号
令和6年11月6日受理
令和6年12月12日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 佐々木 和志 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子
地 番 215番6
地 目 宅地
地 積 330.00平方メートル

所有者A

- 2 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子215番地6
家屋 番号 215番6
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階54.25平方メートル
2階51.75平方メートル

共有者B 持分100分の1
共有者A 持分100分の99

但し、共有者全員持分全部



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (A) ☒ その他の者 (B) 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	東側で牡鹿郡女川町所有の 2 1 5 番 2 7 の公衆用道路に接面している。この道路は町道 (飯子浜 8 号線) で、建築基準法 4 2 条 1 項 1 号道路である。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■C	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ■居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■C (占有者) ■A (所有者))の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 4年 2月頃	
最初の契約等	契約日	令和 4年 2月頃	
	期間	令和 4年 2月 頃から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (本物件所有者)	私は、現在、別所に住んでおり、調査当日は立ち会うことができません。物件2には現在、私の父であるCが住んでいます。 私は、以前は物件2に住んで水産業を営んでいましたが、私自身の債務も増えて立ちゆかなくなり、令和4年2月頃にこの仕事を辞めて退去しました。その際、Cと話し合いをしたところ、Cが仕事を継続することになりました。Cとは親子の関係にあるので、本物件の利用に関する取り決め等はしていません。 物件2で共有持分権を有するBは、私の祖父ですが、施設で暮らしており、物件2には住んでいません。
☒ C	私は物件2に、配偶者と住んでいます。Aは私の子で、Bは私の父です。現在、Bは施設に住んでおり、物件2には住んでいません。 私は以前は石巻市に住んでいたのですが、令和4年2月にAが物件2から退去して家業の水産業を放り出してしまったので、そのため別の仕事をしていた私がやむなくここに移り住んで家業を営んでいるのです。 Bが物件2の共有持分権者となっていますが、これは女川町から土地を取得するため便宜上のことです。 本物件の利用に関しては、Aと話し合ったことはありません。本物件のローンは少し前までは私が支払っていたのですが、今年の3月にAから破産の申し立てをすると聞いたので、支払うことをやめました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- Cの占有権原については、Cは当初物件2には住んでいなかったがAが物件2を退去した後に移り住んでいることから占有補助者ではなく、独自の占有権原を有しているものと言える。ただ、物件2の利用については容認はしていると思われるが、金銭のやり取り等はないこと、以前は支払っていた本物件のローンも現在は支払っていないこと等からその権原は使用貸借であると認定する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年11月 7日 (木) : : :	執行官室	女川町に対し建物間取図等の資料請求
R6年11月 8日 (金) 13:50-14:00	物件所在地	物件確認、写真撮影
R6年11月 8日 (金) 14:40-15:00	女川町役場	女川町役場から建物間取図等の資料受領、接道の調査
R6年11月14日 (木) 10:50-11:00	仙台法務局名取出張所	物件及び周辺土地の全部事項証明書受領
R6年11月20日 (水) 15:00-15:20	執行官室	所有者Aより占有状況等聴取(電話による聴取)
R6年11月25日 (月) 14:00-14:30	物件所在地	写真撮影、立入調査、間取確認、占有者Cより占有状況等聴取、評価人帯同
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

■ 令和 6年11月25日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

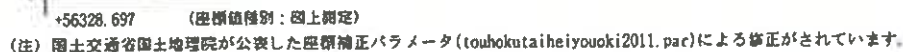
□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

□

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(座標値種別：図上測定) +56453.697



地圖區域見出

A

飯子浜
字前網

飯子浜字飯子

飯子浜
字前網

A

飯子浜字前網

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局石卷支局管轄)

令和6年9月19日

東京法務局立川出張所

地圖整理番号：M55351

登記官

(1/1)

(7枚目)

登記年月日：令和1年7月18日

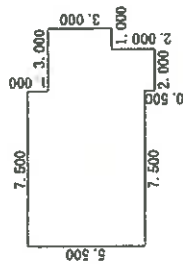
各階平面図

家屋番号 215番6

建物図面

建物の所在 社鹿郡女川町飯子麻子飯子215番地6

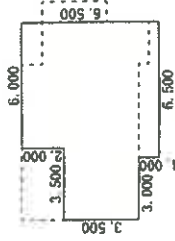
1階



求積表

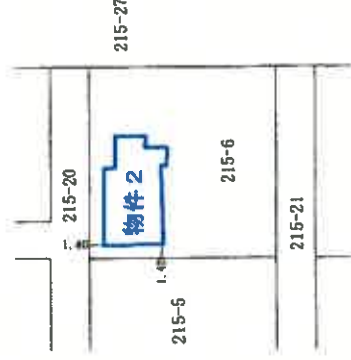
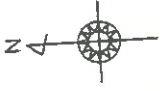
1.000 × 3.000	=	3.000000
2.000 × 5.000	=	10.000000
7.500 × 5.500	=	41.250000
合計		54.250000
床面積		54.25 m ²

2階



求積表

6.000 × 6.500	=	39.000000
0.500 × 4.500	=	2.250000
3.000 × 3.500	=	10.500000
合計		51.750000
床面積		51.75 m ²



A4判に縮小

作製者

縮尺

250

申請人

縮尺

500

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
(仙台法務局石巻支局管轄)
令和6年9月19日、東京法務局立川出張所

土地建物位置関係図

S = 1: 150



215-4

215-19

215-20

物件 2

コンクリート擁壁

215-5

物件 1

215-6

215-27

町道
(飯子浜8号線)

コンクリート擁壁

駐車スペース

コンクリート擁壁

215-21

①

215-7

215-8

凡例

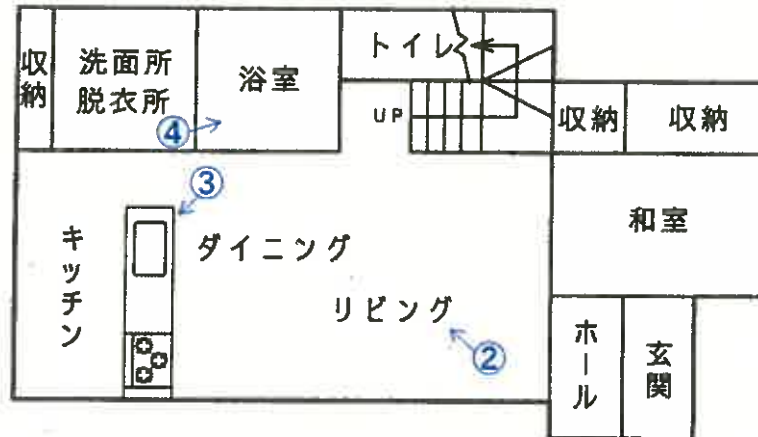
←○写真 (撮影場所)

(9 枚目)

建物間取図（物件 2）

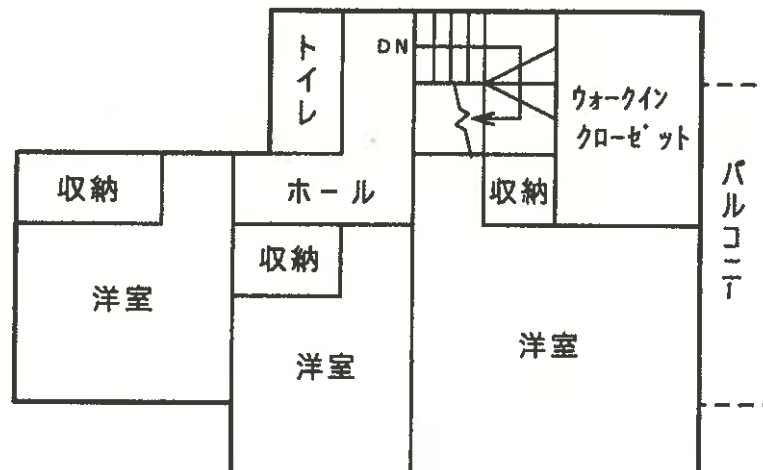
S = 1: 100

1階



凡例
→○ 写真（撮影場所）

2階



（10枚目）

写真①

物件2



物件1

写真② 以下、物件2の内部の状況



写真③



写真④



令和6年（ケ）第 144 号
令和6年11月25日 現地調査
令和6年12月10日 評価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 右 田 貴 紳

第1 評価額

一括価格	
金 8,278,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 439,000 円
物件2（建物）	金 7,839,000 円

1. 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 番 家 屋 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR石巻線「女川」駅の南東方・道路距離約11.2km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、飯子浜漁港背後の高台において、防災集団移転促進事業によって整備された「飯子浜団地」内に存する自用の居宅及びその敷地である。目的物件が属する地域は、一般住宅が建ち並ぶ住宅地域であり、団地内には住宅地15区画のほか集会所及び街区公園が整備されている。宮城県が公表する「宮城県津波浸水想定図」によれば、近隣地域は浸水想定区域(浸水深:0.5～3m)に指定されており、周辺に危険・嫌悪施設は特に認められない。 地域内における標準的画地は、規模330㎡程度(間口約18m、奥行約18m)の正方形地であり、標準的使用は一般住宅の敷地と判定した。	
	女川町役場: 約11.2km 町立女川小学校: 約11km	スーパーおんまえや: 約10.5km 町立女川中学校: 約11km
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 — 指定: — 指定: — なし —
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街 路 接 面 状 況 そ の 他	330.00㎡ 約18m×約18m 正方形 地内は概ね平坦 中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	東側幅員約6m、舗装町道、0～0.3m程度高く接面	
土 地 の 利 用 状 況	物件2の建物敷地等として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上水道 あり 下水道 あり ガス配管 なし	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

埋蔵文化財の有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。
特 記 事 項	特になし

2. 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号 215番6	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和1年6月27日 新築 5年 20年
構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	
仕 様	外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	サイディング貼り ビニールクロス、化粧石膏ボード外 ビニールクロス、化粧石膏ボード外 フローリング、畳、クッションフロア外 電気・給排水・衛生設備外 IHクッキングヒーター及び電気温水器が使用されてい る。
	(注)建物に附属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、 使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	1 階 54.25㎡ 2 階 51.75㎡ 延 面 積 106.00㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 別添「建物間取図」のとおり
品 等	中位	
保守管理の状態	標準的 特段の損傷個所は認められず、経年相応の状態にあるものと判断した。	
建物利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	目的建物の新築に係る建築計画概要書によれば、確認済証の番号は第 H30確認建築宮城建住03056号(平成30年10月23日付)である。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	4,220	1.00	330.00	1.00	1,393,000

ア. 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

地価公示標準地【女川-5】

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $5,220\text{円/㎡} \times 98.6/100 \times 100/100 \times 100/122 = 4,220\text{円/㎡}$

◇時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 不整形 +0% (1.00)

◇地 域 格 差 : 最寄駅・公共施設・商業施設等への接近性 +30% (1.30)

居住環境・周辺利用状況 +10% (1.10)

行政的條件(市街化調整区域) △15% (0.85)

相乗積 122% ($1.3 \times 1.1 \times 0.85 \div 1.22$)

イ. 個別格差 : 地域内において標準的 +0% (1.00)

ウ. 地 積 : 登記簿数量による。

エ. 建付減価 : 建物の状態、建物と敷地との適応状態等を鑑み、建付減価は生じていないものと判断した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	240,000	106.00	0.72	18,317,000

ウ. 現 価 率 :

経済的全耐用年数25年、経過年数5年、経済的残存耐用年数20年、観察減価率10%、残価率0%により現価率を査定した。

現価率 残価率 経済的残存耐用年数 経済的全耐用年数 観察減価率
 $0.72 \Rightarrow 0.00 + (1 - 0.00) \times (20\text{年} \div 25\text{年}) \times (1 - 0.10)$

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	1,393,000	1.00	0.25	法定地上権	348,000

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲: 上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ. 土地利用権等割合: 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,393,000	- 348,000	1.00	0.70	0.60	439,000
2	18,317,000	+ 348,000	1.00	0.70	0.60	7,839,000
一括価格(合計)						8,278,000

ウ. 占有減価修正: 修正の必要はないものと判断した。

エ. 市場性修正: 目的物件は、防災集団移転促進事業によって整備された高台の住宅団地内に
存し、想定される買受人が限定されることから、市場性の見地により相当程度の減
価が必要になると判断し、△30%(0.70)の修正を行った。

オ. 競売市場修正: 「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価公示標準地【女川-5】

所 在 : 牡鹿郡女川町針浜字針浜141番
価 格 : 5,220円/㎡
位 置 : JR石巻線「浦宿」駅の南東方道路距離約1.5km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 672㎡
供 給 処 理 施 設 : 水道・下水道
接 面 街 路 : 南西側6.2m町道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域(建ぺい率70%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 農家住宅・水産加工場等が見られる地域

第7 附属資料

1. 位置図(国土地理院地図)
2. 法第14条第1項地図写
3. 地積測量図写
4. 建物図面・各階平面図写
5. 土地建物位置関係図
6. 建物間取図

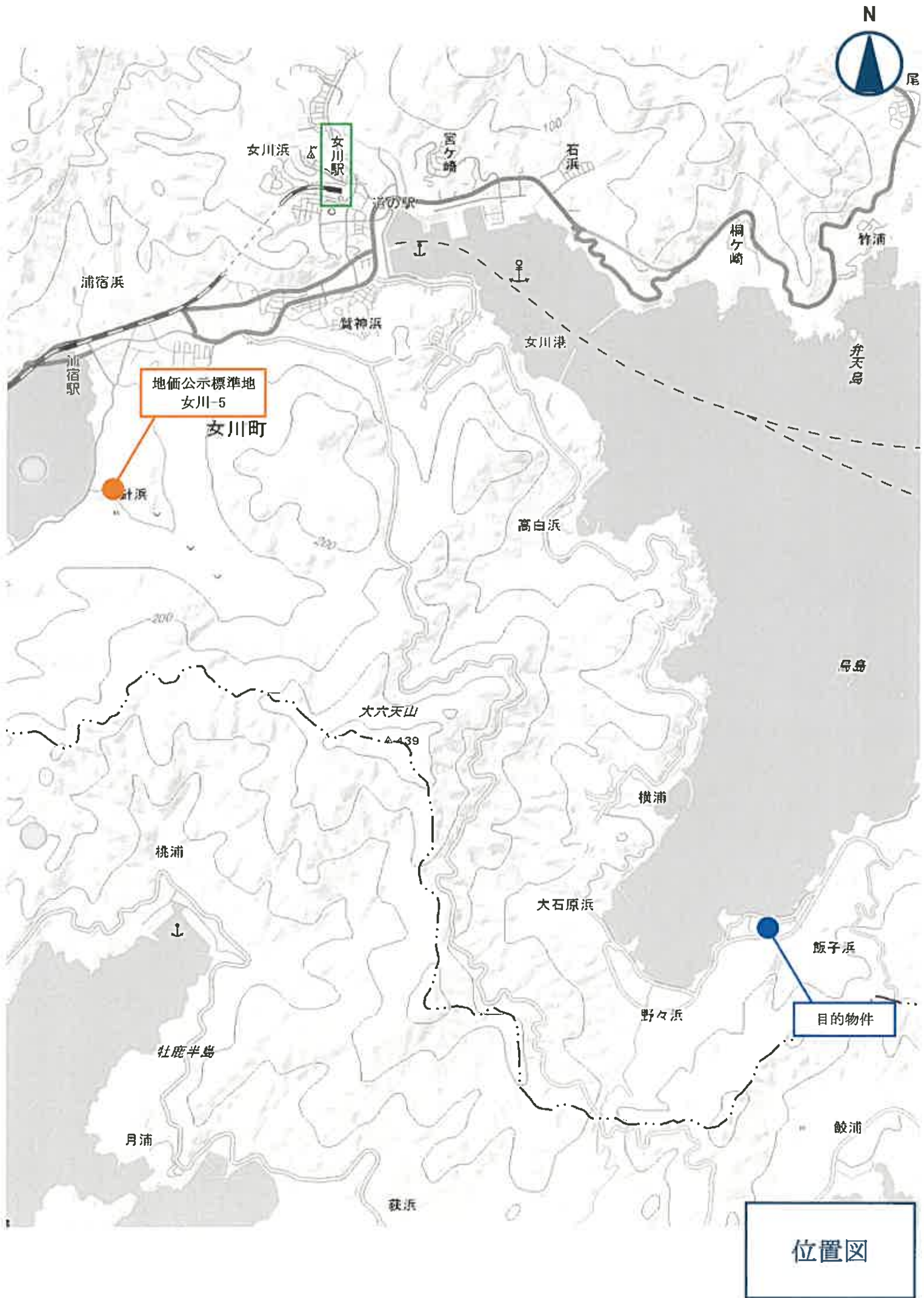
以 上

令和 6 年 (ケ) 第 144 号

物 件 目 録

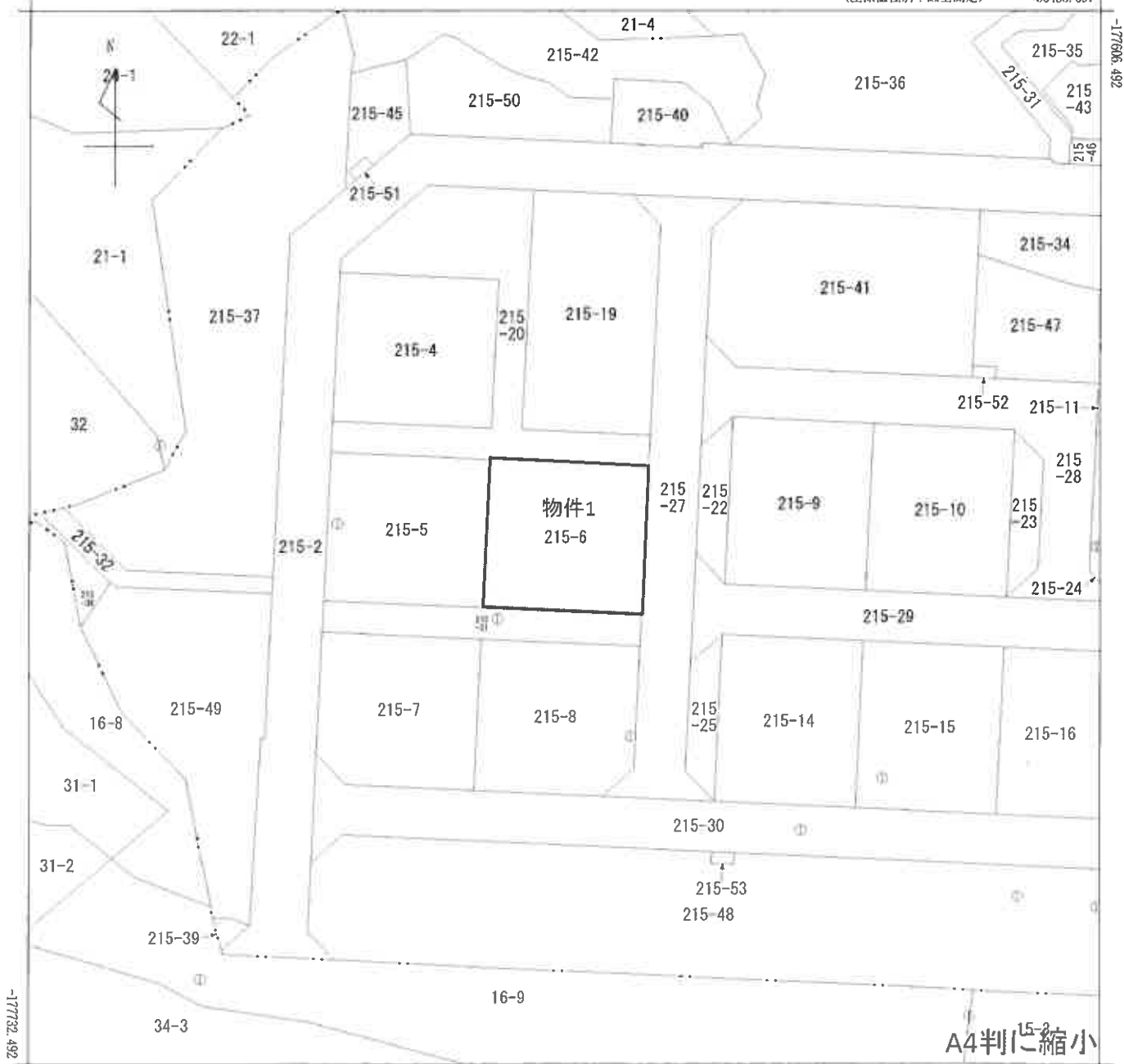
- 1 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子
地 番 215番6
地 目 宅地
地 積 330.00平方メートル
- 2 所 在 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子215番地6
家屋 番号 215番6
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階54.25平方メートル
2階51.75平方メートル

但し、共有者全員持分全部



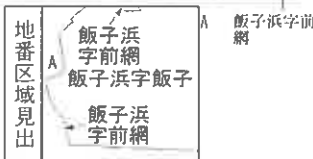
法第14条第1項地図写

(座標値種別：図上測定) +56453.697



+56328.697 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	牡鹿郡女川町飯子浜字飯子				地番	215番6			
出力縮	1/500	精度区	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和61年12月				備付年月日(原図)	昭和63年8月1日		補記事項		

地積測量図 4/10

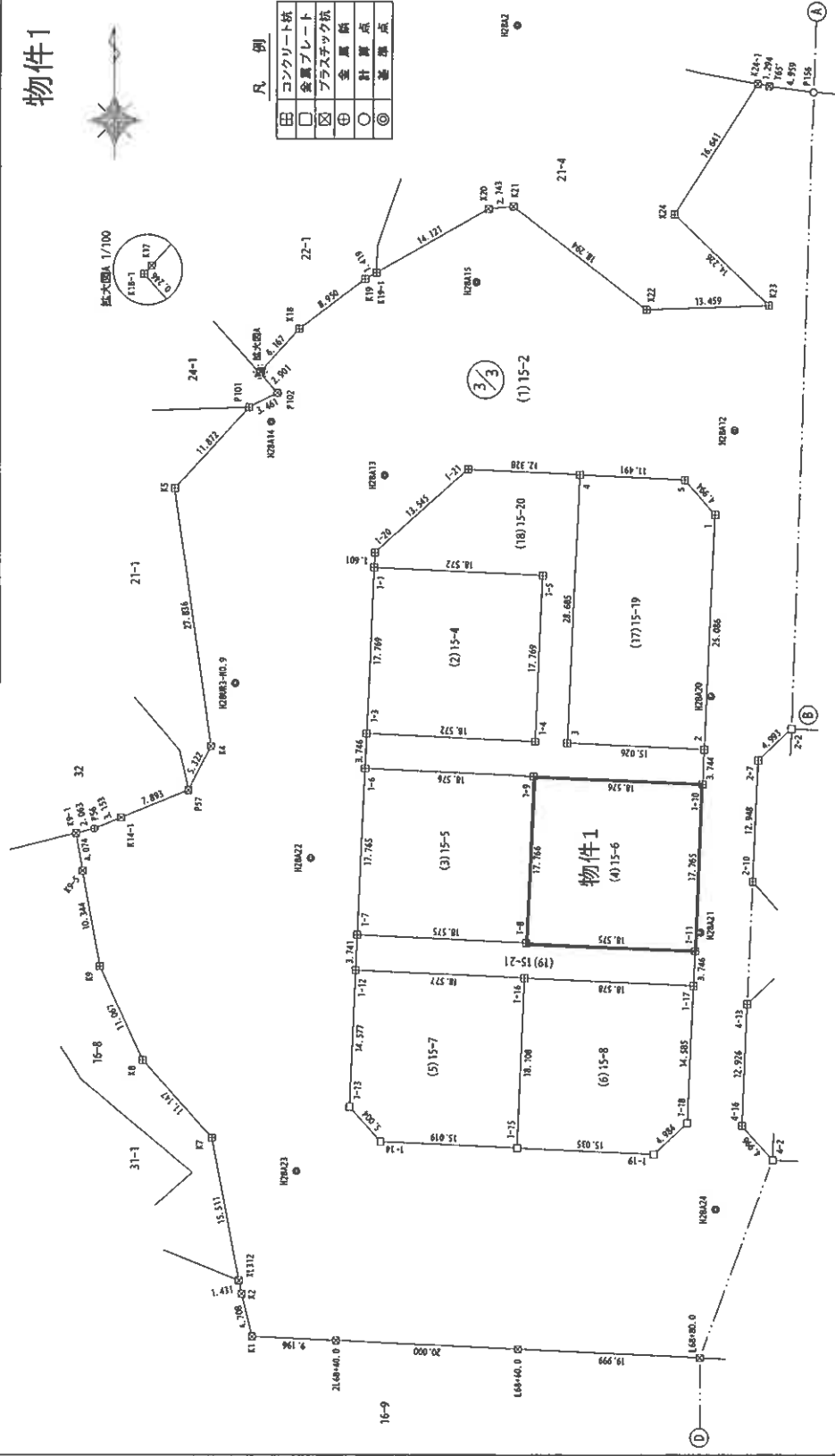
地番 15-2, 15-4ないし15-26

土地の所在 社団法人 町飯子浜字前網

物件1



凡 例	
田	コンクリート杭
□	金属プレート
⊗	プラスチック杭
⊕	金属杭
○	計算点
◎	基準点



作成者

申請人

縮尺 1/500

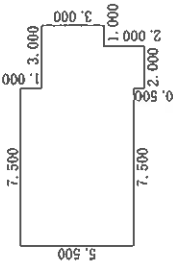
各階平面図

建物図面

家屋番号	215番6
建物の所在	杜鹿郡女川町飯子浜字飯子215番地6

物件2

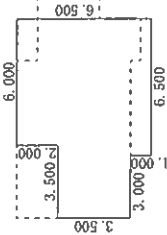
1階



求積表

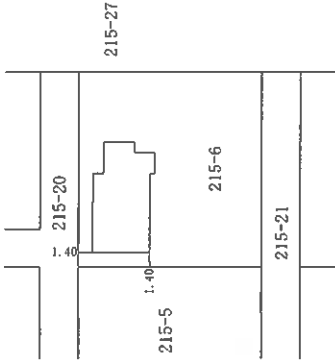
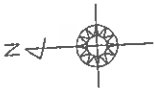
1,000 × 3,000	=	3,000000
2,000 × 5,000	=	10,000000
7,500 × 5,500	=	41,250000
合計		54,250000
床面積		54.25 m ²

2階



求積表

6,000 × 6,500	=	39,000000
0,500 × 4,500	=	2,250000
3,000 × 3,500	=	10,500000
合計		51,750000
床面積		51.75 m ²



作製者

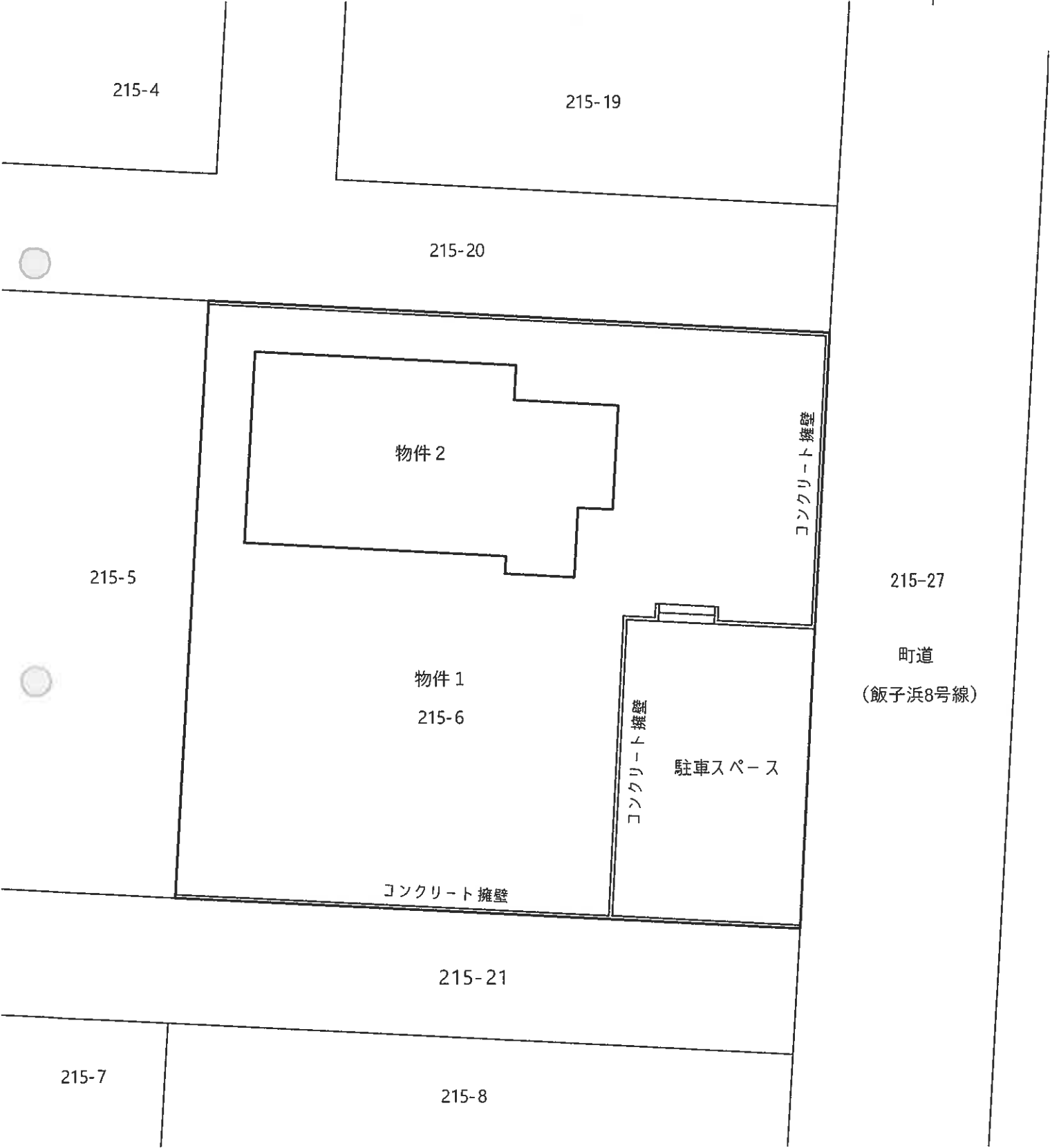
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図

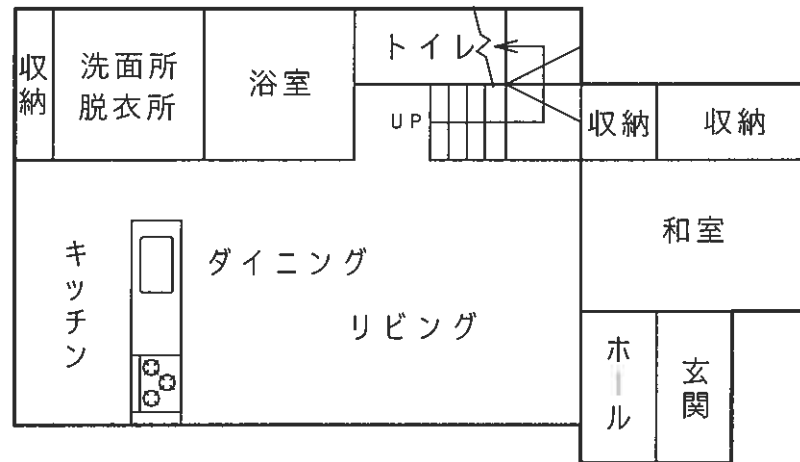
S = 1: 150



建物間取図（物件 2）

S = 1: 100

1階



2階

